

札幌市文化芸術活動再開支援金(展示) 申請の手引き

■制度の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている文化芸術活動において、展示会場の施設利用に係る支援金を支給することで、文化芸術に携わる方々の活動再開を支援し、札幌市内の文化芸術活動の早期の復興、さらに、市民の鑑賞機会を確保することを目的として、札幌市が本制度を創設しました。

なお、申請された展示は、札幌市民に対して特設ウェブサイトで公表し、市民の鑑賞機会に繋がります。

■支援金の対象となる展示

札幌市民ギャラリーを会場として実施される、以下のいずれにも該当するもの。

- ①令和2年10月16日(金)から令和3年3月15日(月)までに実施される催事
- ②文化芸術の振興を図る、不特定多数の観客を対象とした芸術の展示
- ③令和2年10月16日時点で、過去3年間に不特定多数の観客を対象とした活動実績がある者の展示
(但し、一般的に展示を行う会場として認知されており、かつ利用料金が明示されている施設での活動実績に限る)
- ④新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を十分に行うもの

上記規定に関わらず、以下に該当する場合は対象とはなりません。

- (ア) 政治的または宗教的な普及宣伝等を目的とする活動
- (イ) 暴力団または暴力団員が行う活動もしくは実質的に関与していると認められる活動
- (ウ) 国または地方公共団体が主催する事業
- (エ) 市が別途施設の使用料(設備使用料等を除く)を補助する事業
- (オ) 国または地方公共団体から施設の使用料(設備使用料等を除く)について助成等を受ける事業
- (カ) その他、札幌市が適当でないと認めるもの
 - ・ 特定企業の宣伝活動を目的とする
 - ・ 誹謗中傷、差別、暴力的内容、法令違反を伴う等公序良俗に反する活動 など

■支援金の対象となる経費

札幌市民ギャラリー施設利用料金(室料)。

※設営・撤収等に係る日程の使用料を含む

※設備等使用料は含まない

※認定後、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりやむを得ず展示を中止した場合は、キャンセル料の50%を支給

■支援金の交付限度額

対象経費の2分の1、かつ1週間につき50万円を上限とする。

■支援金の交付申請期限

原則、展示初日の14日前までに、札幌市へ所定の様式の提出を要します。日程には2日程度余裕を持って手続きください。

※但し、令和2年10月16日から11月30日までの間に開催される展示の申請は11月30日まで受付

■ご用意いただくもの

【様式 5】 支援金利用申請書 … 3 枚組

└ 11 月 30 日までに開催される展示の申請は 11 月 30 日まで（必着）です。

代表者の顔写真付き身分証明書（写） … 免許証、写真付きマイナンバーカードの表のみ、パスポート等

└ 但し、法人であって【様式 5】に代表印（「代表取締役之印」等）を押印する場合は不要です。

催事内容を確認できるチラシ、DM等

└ ご用意できないという場合は、その旨お申し出ください。

【様式 10】 支援金利用報告書 … 4 枚組

└ 事後の方は申請と併せて提出可能ですが、遅れる場合はなるべく速やかにご用意願います。

会場の雰囲気やレイアウトが分かる写真 2～3 枚

感染症拡大防止対策を行ったことが分かる写真 2～3 枚

当事業を活用した行事である旨を表記したことが分かる写真 1～3 枚

└ 各写真は【様式 10】作成時に必要です。用意できるものだけ結構です。

施設利用料の領収書（現金の場合）もしくは 振込受領書等（銀行振込の場合）の写し

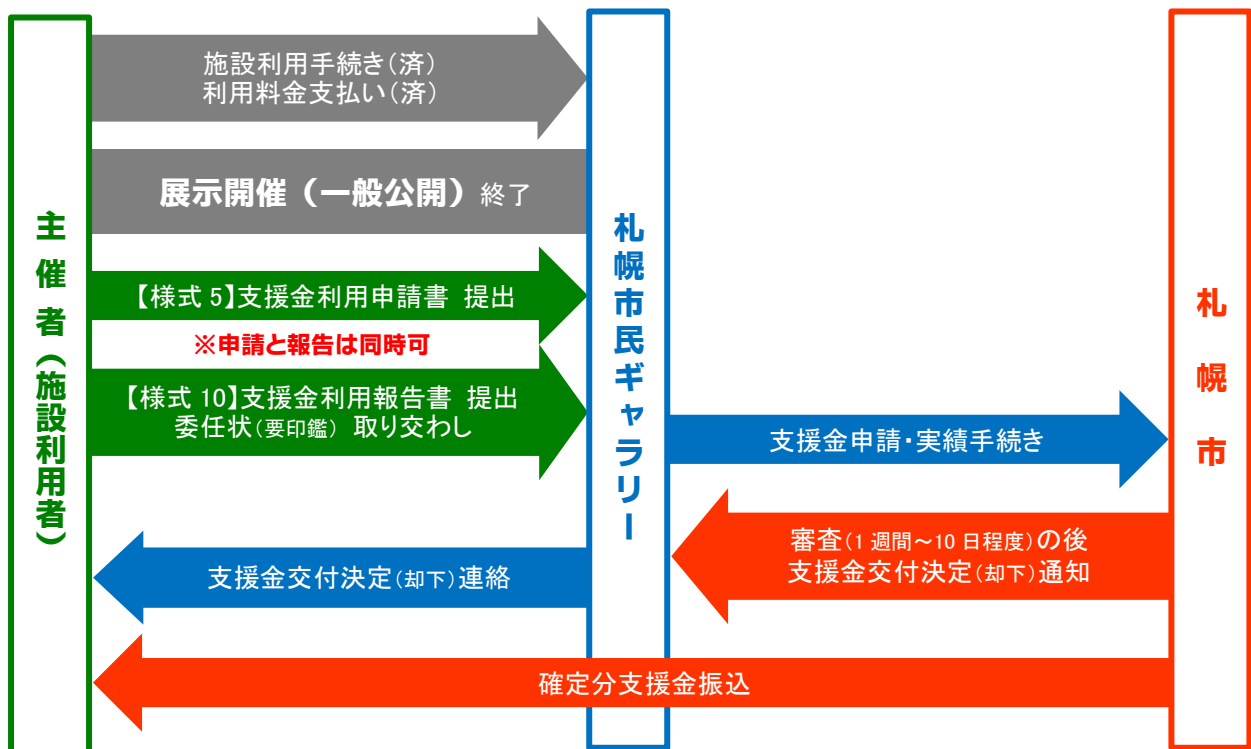
└ 【様式 10】作成時に必要です。

振込先口座名義・番号がわかるもの（通帳等）の写し

└ 支援金振込先確認のため添付を要します。

印鑑（個人は代表者個人印、法人は法人代表印…様式 5 に押印したものと同じ）

■申請から支援金交付までの流れ



■現地調査

札幌市は、支援金の要件となる展示の状況等について、関係職員による現地調査を実施する場合があります。展示の主催者等は当該調査に協力いただきます。

■支援金額の確定通知

「支援金利用報告書」提出後、当該報告に係る実績結果が交付決定の内容およびこれに付した条件等に適合した内容であるか審査し、適正であると認められたときは、札幌市が支援金額を確定し、所定の書面にて市民ギャラリーに通知されます。

審査の結果、対象経費に係る決算額（報告時の金額）がその予算額（申請時の金額）に満たない場合は、支援額が減額になります。

支援額が減額あるいは交付取り消しとなった場合、正規の施設利用料金から既納額を差し引いた残額を市民ギャラリーにお支払いいただきます。

■交付決定の取り消し

札幌市は、交付決定者が以下のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部または一部を取り消すものとします。

- ・偽りその他不正の手段により、支援金の交付決定を受けたとき
- ・法令またはこの手引きの内容に違反したとき
- ・所定の報告書の提出がないときのほか、札幌市が交付決定の取り消しが必要と認めたとき

※上記いずれかに該当することについて疑義がある場合は、当該支援金の要件に関わる展示の主催者等を調査もしくは報告を求め、または関係機関へ照会します。

※支援金の交付決定を取り消した場合は、書面にて通知します。

■札幌市文化芸術活動再開支援金交付要綱の運用方針

札幌市公式ホームページをご覧ください。

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/corona/saikai.html>



《 札幌市民ギャラリーの利用に関するお問合せ 》

札幌市民ギャラリー TEL→ 011-271-5471

(受付時間 9:00～17:00 / 祝日を除き月曜と年末年始休館)

Mail→ scg@sapporo-shimin-gallery.jp

《 札幌市文化芸術活動再開支援事業に関するお問合せ 》

札幌市文化芸術活動再開支援事務局



TEL→ 011-676-6775

(受付時間 10:00～17:30 / 土曜・日曜・祝日休み)

Mail→ bunka-saikai-sapporo@kante.jp